

産業創造技術研究開発支援事業

1. 事業目的

研究・開発に熱心な研究開発型中小企業などにおいては、大学や国公設試験研究機関（道立試験研究機関を含む）等で得られた研究成果に新技術コンセプト（※注）を見い出しているものの、未だ具体的な形となっていないことがあります。

産業創造技術研究開発支援事業は、道内で生み出された研究成果を本道の中で開花させることを目指すもので、研究開発型中小企業などの有する新技術コンセプトを、研究機関（研究者）との共同・協力により、試作品として具体的な形（以下「モデル化」という）とし事業化に発展させていくために必要な新しい技術の開発を促進するとともに、本事業終了後、共同研究等を通じモデル化事業の成果移転が進められ、本道における産業創出のポテンシャルを高めていくことを目的とするものです。

※注：新技術コンセプトとは、新たな機能を有する材料や装置等、製品化されれば大きな需要が期待でき、新産業を生み出す可能性のある技術的な概念や製品構想をいう。

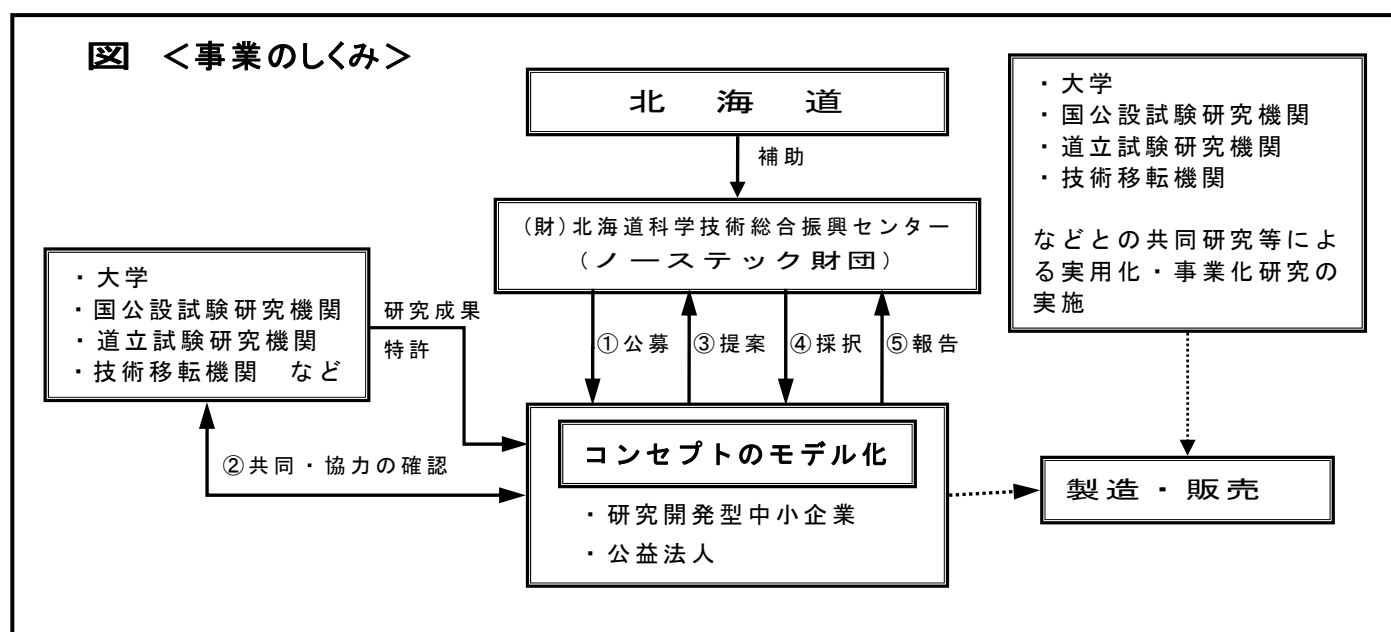
2. 事業のしくみ

本事業は、ノーステック財団が北海道からの補助事業として、当財団が研究開発に熱心な研究開発型中小企業などの新技術コンセプトのモデル化を支援（補助）していくものです。

道内に本店（公益法人の場合は主たる事務所）がある研究開発型中小企業などから新技術コンセプト（課題）の提案を受け、有識者による選考を経て、新技術コンセプトのモデル化が期待されるいくつかの提案について予算の範囲内で補助を行うものです。

提案事業者においては、道内の大学・国公設試験研究機関（道立試験研究機関を含む）・技術移転機関等（又は所属研究者）の共同・協力のもとに、それら機関（研究者）の研究成果の導入や技術指導、評価を得ながら新技術コンセプトのモデル化を実施できる体制にあることが必要です。

なお、募集にあたっては、国等の大型プロジェクト連携枠と一般枠に区分します。



※技術移転機関とは、大学などでの発明を特許等の形で産業界にライセンスすることでその実用化を支援する組織とし、大学等技術移転促進法（略称：TLO法）に基づく国の承認・認定の有無は問いません。

3. 事業の実施者及び内容等

応募区分	一般枠 ^{※1}	国等の大型プロジェクト連携枠 ^{※2}
対象分野	北海道科学技術振興指針（平成12年3月策定）において、設定された次の重点的研究開発領域に該当するものを補助対象とします。 (1) 優れた自然環境を保全する研究開発 (2) 一次産業を支える研究開発 (3) 道民の健康と安全を支える研究開発 (4) 環境への負荷を軽減する研究開発 (5) 次代の社会生活基盤を支える研究開発 ※詳細な重点研究開発領域については別紙を参照	
補助金額 (限度額)	5千万円以内	
補助率	補助対象経費の2分の1以内とします。 (ただし、研究補助員賃金については、1名につき100万円を限度とする)	
補助期間	1カ年度	
採択予定件数	若干数	

※1: 一般枠とは、国等の大型プロジェクト連携枠の対象とならない研究開発を対象とします。

※2: 国等（都市エリア産学官連携促進事業等）の研究開発施策で本道において実施したものから、生まれた優れた技術シーズを活用した研究開発を対象とします。

（対象となる研究開発施策は、提案時において進行中の研究開発を含みますが、過去3年（平成15年度）より前に終了しているものは除きます）。

4. 提案者の要件

次の要件に全て該当することが必要です。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であること又は民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人であること。
- (2) 道内に本店（公益法人の場合は主たる事務所）があること。
- (3) 設立後1年以上経過し、活動を継続して行う見通しがあること。
- (4) 補助事業を行うための経営資源、人材等を有していること。
- (5) 提案する課題は、道内の大学・国公設試験研究機関（道立試験研究機関を含む）・技術移転機関等（又は所属する研究者）の研究成果・ライセンスに基づくものであり（提案に際しては事前の了解を得ていること。）、かつモデル化事業を行うために必要な協力体制（その研究成果・ライセンスを生み出した機関又は所属研究者の事業協力が確約されていること。）が整えられるとともに、試作による研究開発能力を有していると認められること。
- (6) 当該年度（平成19年度）において類似の研究課題で道又はその関係団体から補助金を受けていないこと。

5. 応募区分

5. 1 一般枠

下記「国等の大型プロジェクト連携枠」に該当しない研究開発を対象とする。

5. 2 国等の大型プロジェクト連携枠

都市エリア産学官連携促進事業等、国の研究開発施策で本道において最近行われた下表に掲げる研究開発から生まれた優れた技術シーズを対象とする(提案時において、進行中の研究開発も含むが、過去3年（平成15年度）より前に終了しているものは除く)。

施策名	所管
① 知的クラスター創成事業	文部科学省
② 都市エリア産学官連携促進事業	文部科学省
③ 地域イノベーション創出総合支援事業 重点地域研究開発推進プログラム (シーズ発掘試験、育成研究、研究開発資源活用型)等	独立行政法人科学技術振興機構 (JST)

6. 申込にあたっての留意点

- (1) 本事業の申込みにあたっては、着想の基になった研究成果・ライセンスを生み出した道内の大学・国公設試験研究機関（道立試験研究機関を含む）・技術移転機関等の所属研究者（以下「協力者」という）が参画して実施する必要がありますので、それら研究者から事業協力が得られることを事前に確認しておいてください。
- (2) また、必要に応じて「協力者」以外の道内外の外部機関の研究者等（以下「外部協力者」という）に設計・製作等の協力を求めた場合も同様に、事前に了解を得ておいてください。
- (3) 平成 20 年 3 月 31 日（月）までに、申請テーマに係る研究が終了するものであること。また、必要経費における精算報告書類等につきましては、平成 20 年 3 月 25 日（火）までに本研究開発経費の支払を全て完了し、平成 20 年 3 月 28 日（金）までに提出していただきます。

7. 補助対象経費

事業を遂行するために直接必要となる試作費及び付随する研究関連経費を対象とします。具体的には、下記のとおりです。

<対象経費>

外注加工費、検査及び分析等外注費、施設及び設備等賃借料、機器購入費、調査費、原材料購入費、研究補助員賃金※¹、旅費※²、消耗品費、印刷製本費（商品パンフレットを除く）、その他特に必要と認められる経費とします。

なお、経理処理上当事業に要する経費として区分しがたいもの（既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等）および施設等の改造費、交際費、会議費、金融機関等への振込手数料、雑費等の一般管理費などの支出は対象外とします。

※¹ 賃金は、毎月定額で支払われる賃金のうち、通勤手当等の労働対価とならない諸手当の部分を除き、これを月間平均所定労働時間で割った時給に作業日誌に記された作業時間を掛けた額を対象経費とします。（ただし、研究補助員賃金については、1名につき100万円を限度とする）

賞与等は算定の基礎に含めることはできません。また、当該事業に直接業務しない経理事務等の補助員賃金は対象外とします。

※² 旅費は、交通費は実費（ただし、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等を除く）とし、宿泊費及び日当については、原則として貴社の規定によることとしますが、宿泊費15,600円、日当3,100円を上限とします。

8. 提出書類及び部数

◆ 産業創造技術研究開発助成事業課題申込書（様式1～4）および添付資料

- ① 原本：1部（片面印刷、左肩ホチキス留め）
- ② 写し：5部（片面印刷、左肩ホチキス留め）
- ③ 電子データ：1式（極力MS-WORD（Word2003以下を推奨）にて作成し、CD-R等で保存を行い、ラベルに申込機関名および開発テーマ名等を記載すること）

注）手書き・切り貼りによる提出は受け付けません。

- ◆ 企業等概要（別紙1又2）：6部
- ◆ 企業等パンフレット：6部
- ◆ 定款（または寄附行為）、諸規定（旅費規定等）：1式
- ◆ 過去3年分の決算報告書（設立後3年未満の場合経過年分）：1式

9. 今後のスケジュール等

【 締切、提出方法等 】

所定の様式を、下記の提出期限までに当財団に提出してください。

なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- ◆ **提出期限**：平成 19 年 6 月 22 日（金） 17：00 必着

※ 郵送等の場合は、配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意願います。なお、E-mail および FAX による提出は受け付けられません。

- ◆ **提出方法**：ご持参または、郵便・宅配便等による送付

- ◆ **提出先**：〒001-0021

札幌市北区北 21 条西 12 丁目 北海道大学構内 コラボほっかいどう
財団法人北海道科学技術総合振興センター 研究開発部 あて
TEL：011-708-6392 FAX：011-747-1911

【 審 査 】

選定にあたっては、趣旨・目的との適合性や新規性・実現可能性などの審査を行うため、ノーステック財団が組織する「審査委員会」において書類審査及び必要に応じて面談審査を行い決定します（面談審査対象者には別途通知します）。

【 内 定 】

平成 19 年 8 月下旬を目途に採否を内定する予定です。採否の結果は、申込機関に対し文書でお知らせします。

なお、補助金申請額の積算内容を精査し、その一部を減額させていただく場合があります。

【 採 択 ・ 公 表 】

採択された研究計画については、補助金交付決定後、財団ホームページにて公表（研究開発テーマ名、研究開発の概要など）いたします。

【 補助金の交付 】

採択内定の際、当財団が定める補助金交付申請書を提出していただきます。詳しくは、内定通知時に改めてお知らせします。

【 補助金に係る経理 】

補助金交付規定等に従って、補助金を適正に執行していただきます。

また、原則、補助金の管理責任は申込機関が負います。

【 報告書の提出 】

事業完了後、補助事業精算報告書（H20.3.28）・研究成果報告書（H20.8.31）を提出していただきます。

なお、提出いただく報告書の様式は、補助金交付通知のときに併せて送付・通知します。

【 研究成果の公表 】

研究の成果は、公表を原則としておりますので、提出いただいた研究成果報告書は印刷の上、関係各機関等に配布するとともに、当財団のホームページに掲載させていただく予定です。

ただし、特許などの知的財産権の保持上、支障がある場合は申し出てください。

また、北海道やノーステック財団が実施するセミナー等で発表していただく場合がありますので、ご協力願います。

【 知的財産権の帰属 】

本事業により生じた研究成果は、研究代表者および共同研究者に帰属しますが、特許権等の知的財産権の取扱いについては、原則として、研究代表者および共同研究者が所属する大学・研究機関等の規定等に従って下さい。